

5 川 監 公 第 8 号

令和5年11月27日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
令和5年3月27日付け5川監公第3号で公表した監査の結果の報告に基づき、
川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

5川総コ第63号

令和5年9月29日

川崎市監査委員 大村 研一 様
同 川上 善行 様
同 石田 康博 様
同 かわの 忠正 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
令和5年3月27日付け5川監報第2号で報告の提出がありました監査の結果
に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

2 令和4年度第2回定期（工事）監査結果に対する措置状況

（1）高所作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎河港水門ゲート設置（止水壁）工事（以下「ゲート設置工事」という。）は、水門の前面に止水壁を設置するもの、高津区内平瀬川浸水対策（護岸改良その2）工事（以下「浸水対策工事」という。）は、平瀬川の護岸の嵩上げなど浸水対策を行うもの、宮前区内市道尻手黒川線道路防護（擁壁）工事（以下「道路防護工事」という。）は、道路斜面において擁壁の築造を行うものである。

このうち、高所作業時の安全対策についてみたところ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条によると、請負者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならない、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、浸水対策工事及び道路防護工事における高さが2メートル以上の箇所において、囲い等を設けていないにもかかわらず、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じていない状況が認められた。

また、ゲート設置工事における同様の箇所において、囲い等を設けているものの、作業員が要求性能墜落制止用器具を使用しないまま、囲い等から身を乗り出して作業を行っており、墜落する危険性が認められた。

高所作業時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努める

よう、請負者に対して墜落防止措置の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、関係職員を対象とした研修会において、改めて関係法令を確認するとともに、適切な監督業務を遂行するよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号3) (川崎区役所道路公園センター整備課)

(工事番号29) (高津区役所道路公園センター整備課)

(工事番号36) (宮前区役所道路公園センター整備課)

(2) 遊具の安全領域を適切に確保すべきもの

[指摘の要旨]

藤崎つつじ公園ほか遊具更新工事は、川崎区内の12箇所の公園において遊具の更新を行う工事である。

このうち、遊具の配置についてみたところ、国土交通省が定める、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（以下「指針」という。）によると、遊具と遊具周辺にいる子どもの衝突事故などを防ぐため、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮した安全領域などに配慮することとされている。また、指針に基づいて定めた一般社団法人日本公園施設業協会の遊具の安全に関する規準によると、安全領域については、遊具ごとに遊具を安全に利用するための領域を確保することとし、遊具が隣接する場合の安全領域の重複条件が示されている。

しかしながら、冥加公園において更新した砂場の安全領域についてみたところ、隣接する遊具との離隔距離が約40センチメートル不足していることが判明した。

遊具を配置するに当たり、設計者及び監督員は、個々の遊具の安全領

域について離隔距離を十分に確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、藤崎つつじ公園ほか遊具更新工事において、更新した遊具（砂場）と隣接する既存遊具の離隔距離が約40センチメートル不足していたことから、指針及び遊具の安全に関する基準を再確認しながら、既存遊具を移設し、個々の遊具の安全領域を適切に確保するとともに、関係職員が出席する説明会を開催し、指針等を確認した上で、個々の遊具の安全領域を適切に確保するよう周知徹底しました。

今後は、適正な設計積算及び施工管理に努めます。

（工事番号6）（川崎区役所道路公園センター整備課）

（3）コンクリート工事の施工管理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

渋川整備工事は、環境整備の一環として既存擁壁等の改修を行うものである。

このうち、コンクリートの品質管理のために行う圧縮強度試験についてみたところ、川崎市土木工事施工管理基準（以下「施工管理基準」という。）に定める川崎市土木工事試験実施要領（以下「試験実施要領」という。）によると、圧縮強度試験は、公的試験機関において実施しなければならないとされているが、それ以外の機関で行われていた。

これは、施工管理基準及び試験実施要領の内容について、監督員は確認していたが、施工計画書への記載等の協議不足によるものである。

コンクリート工事の施工管理に当たり、監督員は、品質管理が適切に行われるよう、試験機関について施工計画書への記載等を十分に指導し、試験実施要領で定める試験機関で試験を行わせることを徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、コンクリート工事の施工管理に当たり、試験機関について施工計画書への記載を十分に指導し、試験実施要領で定める試験機関で試験を行わせることについては、再発防止を図るため、関係職員に対し、本件に係る試験実施要領の改正内容を含めて、会議の場で共有するとともに、適正な監督業務を行うよう周知徹底しました。

今後は、適切なコンクリート工事の施工管理に努めます。

(工事番号20) (中原区役所道路公園センター整備課)

(4) 移動式クレーンの安全管理を徹底すべきもの

[指摘の要旨]

高津区内平瀬川河床洗掘対策工事は、河床に大型土のうを設置することにより既存護岸の洗掘を防止する工事である。

このうち、施工管理の安全対策についてみたところ、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第74条によると、事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないとされているが、立入禁止措置を講じておらず、作業中にもかかわらず移動式クレーンの上部旋回体と接触するおそれのある範囲内において、作業員の存在が確認されたい。

移動式クレーンを使用するに当たり、監督員は、施工計画書に作業員の立入禁止措置などの安全対策を明示させることなどにより、工事の安全管理を徹底するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、移動式クレーンを使用する作業において、立入禁止措置を講じていなかったことから、施工計画書に作業員の立入禁止

措置などの安全対策を明示させることなどにより、工事の安全管理を徹底するよう施工管理の方法について見直すとともに、研修会において、改めて関係法令を確認し、適切な処理を行うよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は適正な安全管理に努めます。

(工事番号 25) (高津区役所道路公園センター整備課)

(5) 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

橋公園防災関連施設等整備工事（以下「橋公園整備工事」という。）は、ソーラー照明灯や園路等の整備を行うもの、小台公園整備工事は、遊具や園路等を整備するものである。

これらの工事において、排水設備の工事に係る掘削時の安全対策についてみたところ、建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編第47によると、地盤の掘削においては、掘削を行う期間や地盤性状等を総合的に勘案した上で、関係法令等の定めるところにより掘削方法等を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならないとされている。また、土留工の要否については、建築基準法（昭和25年法律第201号）における山留めの基準に準じるものとされており、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の3第4項によると、深さ1.5メートル以上の掘削を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事の一部において、掘削の深さが1.5メートルを超えているにもかかわらず、土留工による安全対策を施していなかった。

掘削時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、請負者と必要な協議を行うとともに、請負者に対して安全管理の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、研修会にて土留めに関する規定等を再認識するとともに、施工上の安全に関する指導を徹底するよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適切な施工管理に努めます。

(工事番号 28) (高津区役所道路公園センター整備課)

(工事番号 38) (宮前区役所道路公園センター整備課)

(6) バリアフリーに対応した施設の整備を行うべきもの

[指摘の要旨]

橋公園整備工事は、ソーラー照明灯、園路や駐車場等の整備を行うもの、柿生学園駐車場・運動場舗装補修（打換）工事（以下「柿生学園舗装工事」という。）は、駐車場及び運動場の修繕を行うものである。

橋公園整備工事において、園路の階段に係るバリアフリー対応についてみたところ、川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル（以下「整備マニュアル」という。）によると、階段前に敷設する視覚障害者誘導ブロックの位置は、階段の上端及び下端から 30 センチメートル程度離れた箇所としなければならないとされており、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 12 条第 3 号によると、踏面の端部は、その周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、階段を容易に識別できるものとしなければならないとされている。いずれの規定も階段を踏み外さないようにするためのものであるが、園路の階段整備において、規定に

適合していない箇所があった。

また、柿生学園舗装工事において、駐車場に係るバリアフリー対応についてみたところ、整備マニュアルによると、社会福祉施設については、駐車台数が100台以下のものにあつては1以上の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならないとされているものの、この設置がなされていなかった。

公共的施設の整備に当たり、設計者及び監督員は、バリアフリー対応を十分に意識し、誰もが安全かつ快適に利用できる施設の設計及び施工管理を行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、補修工事等を行うとともに、基準に沿った設計を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適切な設計及び施工管理に努めます。

(工事番号28) (高津区役所道路公園センター整備課)

(工事番号55) (麻生区役所道路公園センター整備課)

(7) 廃棄物の処理について施工管理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

小台公園整備工事は、遊具や園路等を整備するものである。

このうち、廃棄物の処理についてみたところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃掃法」という。)第21条の3第1項によると、建設工事においては元請業者が排出事業者とされ、廃掃法第3条第1項によると、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされているが、一部の樹木の伐採処分において、請負者が自らの責任において処理していることを確認することができなかった。

廃棄物処理の施工管理に当たり、監督員は、関係法令等を遵守し、処理状況を適切に確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、研修会にて法令等を再認識するとともに、適切な処理を徹底するよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は適正な施工管理に努めます。

(工事番号 3 8) (宮前区役所道路公園センター整備課)

(8) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 廃棄物の処理について施工管理を適切に行うべきもの

廃棄物の処分は適切に行われていたものの、排出事業者である請負者に運搬等を行わせていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、関係職員が出席する会議等を開催し、関係法令等を遵守するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号 1) (川崎区役所道路公園センター整備課)

(工事番号 2 2) (中原区役所道路公園センター整備課)

イ 契約不適合責任期限を適切に設定すべきもの

工事引渡書において契約不適合責任期限が適切に設定されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、関係職員が出席する会議等を開催し、関係法令等を遵守するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号 2・5) (川崎区役所道路公園センター整備課)

(工事番号 19) (中原区役所道路公園センター整備課)

(工事番号 27・30) (高津区役所道路公園センター整備課)

(工事番号 53・55) (麻生区役所道路公園センター整備課)